

医政発 1015 第 8 号
平成 30 年 10 月 15 日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う
医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

標記について、今般、別添のとおり通知を发出了したので、御了知いた
くとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜り
ますようお願いする。

医政発 1015 第 7 号
平成 30 年 10 月 15 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

医療法及び医師法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。)により、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。)の一部が改正され、このうち、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない等の規定が改正法の公布の日から施行されているところです。

これに伴い、本日、「医師法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第百二十四号。以下「改正省令」という。)」が公布されたところであり、この省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 概要

1 改正省令の規定による改正後の医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係

(1) 法第 16 条の 8 第 1 項及び第 16 条の 9 第 1 項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とすること。

- ① 一般社団法人日本専門医機構
- ② 一般社団法人日本内科学会
- ③ 公益社団法人日本小児科学会
- ④ 公益社団法人日本皮膚科学会
- ⑤ 公益社団法人日本精神神経学会
- ⑥ 一般社団法人日本外科学会
- ⑦ 公益社団法人日本整形外科学会
- ⑧ 公益社団法人日本産科婦人科学会
- ⑨ 公益財団法人日本眼科学会
- ⑩ 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会
- ⑪ 一般社団法人日本泌尿器科学会
- ⑫ 一般社団法人日本脳神経外科学会
- ⑬ 公益社団法人日本医学放射線学会

- ⑭ 公益社団法人日本麻酔科学会
 - ⑮ 一般社団法人日本病理学会
 - ⑯ 一般社団法人日本臨床検査医学会
 - ⑰ 一般社団法人日本救急医学会
 - ⑱ 一般社団法人日本形成外科学会
 - ⑲ 公益社団法人日本リハビリテーション医学会
- (2) 法第 16 条の 8 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- ① 第 1 の 1 の (1) の ① の団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員及び研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合。具体的には、一般社団法人日本専門医機構が、次に掲げるものを定め、又は変更する場合を想定していること。
 - ア 専門医制度新整備指針
 - イ 専門医制度新整備指針運用細則
 - ウ 総合診療専門研修プログラム整備基準
 - エ ウに基づき作成する総合診療専門研修プログラム
 - ② 第 1 の 1 の (1) の ② から ⑱ までの団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものであって第 1 の 1 の (1) の ① の団体の認定を受けるものに限る。）を定め、又は変更する場合。具体的には、② から ⑱ の団体が、次に掲げるものを定め、又は変更する場合を想定していること。
 - ア 専門医制度新整備指針に規定する専門研修プログラム整備基準
 - イ アに基づき作成する領域別の専門研修プログラム

2 留意事項

法第 16 条の 8 第 1 項又は第 16 条の 9 第 1 項及び改正省令による改正後の医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 等の規定に基づき厚生労働大臣が提出する意見は、「専門医の在り方に関する検討会報告書」（平成 25 年 4 月 22 日専門医の在り方に関する検討会取りまとめ）に記載されている「新たな専門医の仕組みは、プロフェッショナルオートノミー（専門家による自律性）を基盤として、設計させるべきである。」の基本的な考え方を前提として行うものである。よって、法第 16 条の 8 第 1 項の医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える、第 1 の 1 の (2) の場合であり、専門医となるのに必要な資質（必要症例数や経験すべき症例等）の内容に関するものではなく、例えば医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために必要がある場合や出産、育児、介護と両立して研修を実施するために必要がある場合といった医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受ける機会の確保の観点からの意見に限られるものであること。

このため、従来「専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割等について」（平成 29 年 6 月 27 日付け医政医発 0627 第 2 号）に基づき行っていた協議の範囲を超えるものではないこと。

第 2 施行期日について

改正省令は、公布の日から施行すること。